

令和5年度 第2回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和5年5月11日（木）午後1時30分から午後2時

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

芝尾 恭典	西尾 朝嗣	光田 裕次
檀野 隆一	柳下 清隆	山本 光男
松川 幸男	池上 正昭	田中 宏
山本 一彦	中野 元裕	藤田 昇
北井 秀信		

(3) 欠席委員 1人

橋本 雅世

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

井上 和夫	野里 孝雄	野口 宜律
中尾 美昭	高岡 一平	塔本 順一
藤原 武平	岸田 勝夫	寺山 忠夫
岡所 次郎	重谷 勝次	坂口 竹四郎

(5) 欠席委員 1人

小林 義博

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 小走 伸吾

事務局次長 河邊 眞佐彦

主 幹 西本 和子

主 幹 山本 幸夫

八木 祐樹

4 付議事項

- 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第10号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第12号 令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・
評価について
- 報告第 6号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第 7号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の
報告について
- 報告第 9号 農業従事証明の発行の報告について
- 報告第10号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長
専決処分の報告について
- 報告第11号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務
局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和5年度第2回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において藤田昇委員、北井秀信委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中13名でございます。また、農地利用最適化推進委員は12名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第11号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計12件であります。

それではまず、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第1号から第3号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、申請地が南区泉田中で市街化調整区域内にあり周辺は道路と田に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計91平方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第2号は、申請地が中区土塔町で生産緑地の地区内にあり周辺は道路、駐車場、田及び畑に囲まれており、地目は田1筆、面積は594平方メートルで現在うねと保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第3号は、申請地が東区北野田で市街化調整区域内にあり周辺は田と宅地と水路に囲まれており、地目は田4筆、面積は合計2,662.33平方メートルで現在耕うん済みの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上3件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第1号と第2号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が南区榎塚台2丁で建設業を営む法人で、申請地は南区豊田の田2筆、面積は合計1,103平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大に伴い現在使用している資材置場が手狭となったため、事業所及び工事現場から近距離にある本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和5年4月20日、同日農業委員会受付となっております。
農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、傾斜により西側市道の側溝に放流する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません。緩衝帯を設けるため特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第2号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が西区大平寺で建設業を営む法人で、申請地は西区山田4丁の田2筆、面積は合計1,209平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大に伴い現在使用している資材置場が手狭となったため、本社に近く利便性の高い本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和5年4月20日、同日農業委員会受付となっております。
農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、一部自然浸透及び土地の傾斜を利用し西側水路に放流する計画です。周囲にはネットフェンスとコンクリートブロック2段を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第1号をご説明いたします。

受付番号第1号は、申請人は大阪市住吉区遠里小野5丁目に居住する農業者で、申請地は堺区香ヶ丘町5丁の畑2筆、面積は合計979平方メートルのうち945.5平方メートル、現在野菜とうねの状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第10号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第10号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第1号から第4号をご

説明いたします。

まず、受付番号第1号は、相続人が美原区大饗に居住する農業者で、申請地は美原区大饗の田1筆、面積は1, 116平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第2号は、相続人が美原区小平尾に居住する農業者で、申請地は美原区小平尾の田2筆、面積は合計1, 391平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第3号は、相続人が美原区小平尾に居住する農業者で、申請地は美原区小平尾の田2筆、面積は合計1, 797平方メートルのうち1, 773平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第4号は、相続人が美原区今井に居住する農業者で、申請地は美原区今井の田3筆、面積は合計1, 759平方メートルのうち768平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」をご

説明いたします。受付番号第1号から第3号をご説明いたします。

まず、受付番号第1号は、申請地は西区菱木4丁の田1筆、面積は1,203平方メートルのうち312平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は3年で、解除条件付きの賃借です。

次に、受付番号第2号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は968平方メートルで、現在耕うん済みの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第3号は、申請地は中区田園の田1筆、面積は1,282平方メートルで、現在耕うん済みの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第12号「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは、議案第12号「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」をご説明いたします。

本件は、令和5年度第1回運営委員会で審議し、原案どおり、総会への議案提出が承認されたものです。

令和4年2月に発出された農林水産省通知により、農業委員会が年度ごとに行う前年度1年間の最適化活動の点検・評価は、農業委員会の成果実績と、最適化活動を行う委員の活動実績に対して行うべきものとなりました。

「別紙様式4」と書かれたA4横の様式をお手元にご準備ください。

まず、成果目標と実績については表の上段が「1最適化活動の成果目標」となっており、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消等(3)新規参入の促進の三項目に分かれており、(1)から(3)まで、いずれの実績につきましても、計算を行うと、目標に対し90%以上の達成となります。

次に、活動目標と実績ですが、表の下段左側が「2最適化活動の活動目標」になります。地区協議会においてもご説明したように、中立委員を除く最適化活動を行う農業委員及び農地利用最適化委員全員が、最適化の成果と併せ、平均して、目標である「月8日以上」の活動を行いました。

これらの実績に鑑み、国通知にある計算表により、下段右側「3点検・評価結果」は、農業委員会の点検・評価結果(評語)を「目標に対して期待を上回る結果が得られた」とし、また、最適化活動を行う推進委員等の点検・評価結果を、26人全員に対し「目標に対し期待を上回る結果が得られた」とすることをご提案するものです。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第6号「農地法第4条の規定による届出に対する

事務局長専決処分の報告について」から報告第11号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第6号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第11号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第6号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第7号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は1件ございました。受付番号第1号は申請地が中区土塔町の田1筆で、面積は594平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

次に、報告第9号「農業従事証明の発行の報告について」は1件ございました。受付番号第1号は申請地が美原区黒山の田1筆、面積は331平方メートル、申請人の年間耕作日数は200日、市街化調整区域内の耕作面積は1,860平方メートル、申請目的は農家住宅で添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第10号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず受付番号第1号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第2号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取

り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第11号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。まず受付番号第75号は、申請地が南区畑の畑1筆、面積は396平方メートル、現況は農小屋と山林、経過年数は35年以上、次に受付番号第76号は、申請地が南区畑の畑1筆、面積は198平方メートル、現況は山林、経過年数は35年以上、次に受付番号第1号は、申請地が中区東山の畑2筆、面積は合計451平方メートル、現況は車庫及び露天駐車場、経過年数は45年以上、次に受付番号第2号は、申請地が中区上之の畑2筆、面積は合計476平方メートル、現況は住居及び作業場、経過年数は45年以上、次に受付番号第3号は、申請地が南区泉田中の田2筆、面積は合計1,341平方メートル、現況は露天駐車場一部倉庫、経過年数は20年以上、次に受付番号第4号は、申請地が中区福田の畑1筆、面積は2.87平方メートル、現況は露天資材置場、次に受付番号第5号は、申請地が北区金岡町の田1筆、面積は581平方メートル、現況は露天資材置場、経過年数は15年以上で、いずれも非農地でした。総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和5年度第2回総会に付議された案件は、すべて議了いた

しました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第 7号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 8号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第 9号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第10号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第11号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第12号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第 6号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 7号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 8号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第 9号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第10号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第11号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会

長

檀野隆一

委

員

北井秀信

委

員

藤田 昇

